

能代ふれあいデイサービスセンター

(第1号通所事業) 通所介護サービス重要事項説明書

(第1号通所事業) 通所介護サービスの提供にあたり、以下のとおり説明します。

1. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(第1号通所事業) 通所介護事業所
- (2) 事業所の目的 第1号通所事業・介護保険給付対象サービスとしての、日常生活上の世話及び機能訓練等のサービスを提供し、心身機能の維持向上を図る。
- (3) 事業所の名称 能代ふれあいデイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 秋田県能代市上町12番32号
- (5) 電話番号 0185-89-5560
- (6) 管理者氏名 宇佐美 ゆかり
- (7) 開設年月日 平成20年4月1日
- (8) 利用定員 35人

2. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 能代市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	水曜日～月曜日(火曜日、12/31～1/3を除く)
サービス提供時間	9時30分～16時45分 9時30分～17時45分(延長サービスを利用する場合) 21時29分まで延長利用可能(要支援除く)

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

- ①食 事 ・栄養士の献立表により、1食あたり600キロカロリー前後の食事を提供します。
ご利用の際は、献立表をお配りします。
・利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。
- ②入 浴 ・入浴又は清拭を行います。車いす用リフトを備え付けております。
・特殊浴槽(個人浴槽)もあります。
- ③排 せ つ ・利用者の排せつ介助を行います。
- ④機能訓練等 ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練をレクリエーション等を通じて実施します。

(2) 第1号通所事業給付の対象となるサービス

〈利用者負担金(1月あたり)〉

区分	基本料			サービス提供体制強化加算Ⅰ		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
通所型Ⅰ	1,798円	3,596円	5,394円	88円	176円	264円
通所型Ⅱ	3,621円	7,242円	10,863円	176円	352円	528円
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)				-47円(1割), -94円(2割), -141円(3割)		

区分	1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上プログラム活動加算	100円	200円	300円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40円	80円	120円
介護職員等特定処遇改善加算	利用料(食費除く)の1.2%		
介護職員処遇改善加算	利用料(食費除く)の5.9%		
介護職員等へ「スグ」等支援加算	利用料(食費除く)の1.1%		

(3) 介護保険給付の対象となるサービス

(利用者負担金 (1回あたり))

区 分	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
7時間～8時間利用(1割負担)	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
7時間～8時間利用(2割負担)	1,316円	1,554円	1,800円	2,046円	2,296円
7時間～8時間利用(3割負担)	1,974円	2,331円	2,700円	3,069円	3,444円
8時間～9時間利用(1割負担)	669円	791円	915円	1,041円	1,168円
8時間～9時間利用(2割負担)	1,338円	1,582円	1,830円	2,082円	2,336円
8時間～9時間利用(3割負担)	2,007円	2,373円	2,745円	3,123円	3,504円
認知症加算(日常生活自立度Ⅲ以上の方)	1割負担:利用毎に60円、2割負担:利用毎に120円、3割負担:利用毎に180円				
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1割負担:利用毎に56円、2割負担:利用毎に112円、3割負担:利用毎に168円				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1割負担:利用毎に22円、2割負担:利用毎に44円、3割負担:利用毎に66円				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	毎月の利用料(食費除く)の5.9%				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	毎月の利用料(食費除く)の1.2%				
介護職員等ベースアップ等支援加算	毎月の利用料(食費除く)の1.1%				
科学的介護推進体制加算Ⅰ	1割負担:月40円、2割負担:月80円、3割負担:月120円				
事業所が送迎を行わない場合、片道につき	1割負担:-47円、2割負担:-94円、3割負担:-141円				

上記のほか、時間延長と入浴のサービスを行うときは、次の金額が加算されます。

延長時間	1割負担	2割負担	3割負担	入浴加算	1割負担	2割負担	3割負担
18:30～19:29までの延長利用	50円	100円	150円	1回につき	40円	80円	120円
19:30～20:29までの延長利用	100円	200円	300円				
20:30～21:29までの延長利用	150円	300円	450円				

(4) 食費 1食あたり420円の食費をいただきます。

利用者の都合により当日キャンセルの場合、食費をいただくことがあります。

(5) その他 おむつ、着替えなどは、必要に応じて利用者のご用意下さい。

(6) 利用料のお支払い方法

前記の料金は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日頃に送付します。

翌月末日までに現金又は銀行振込にてお支払い下さい。

(7) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更等ができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出下さい。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービス利用ができない場合、他の利用可能日を利用者として介護支援専門員に提示して協議します。

4. 運営規程

(1) 事業の目的

この規程は、能代市が設置する能代ふれあいデイサービスセンターにおいて社会福祉法人能代市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営し、指定通所介護事業の適切な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(2) 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(3) 運営方針

- ・事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を計画的に行います。
- ・援助に当たっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

- ・事業運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、地域の保健・医療・福祉関係者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5. 職員の職種及び員数

(1) 管理者 1名（生活相談員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上（内1名以上は管理者又は介護職員と兼務）

生活相談員は、利用者の通所介護計画の作成のほか、利用者の心身の状況等の把握、職員に対する技術指導又は助言等を行う。

(3) 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、利用者の健康管理のほか、利用者に対し必要な援助を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練及び助言を行う。

(5) 介護職員 4名以上（内1名以上は生活相談員と兼務）

介護職員は、利用者の日常生活上の介護及び必要な援助を行う。

6. 利用にあたっての留意事項

金銭・貴重品の管理	原則として利用料以外の金銭及び貴重品のお持ち込みはご遠慮下さい。お持ち込みの場合は、利用者の責任において管理していただき、紛失・事故等がありましても当事業所では責任を負いません。
宗教・政治・営業活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動・営業活動はご遠慮下さい。
食べ物の持ち込み	健康上の理由又はやむを得ない事情での持ち込みは施設職員へ確認して下さい。

7. 緊急時等の対応について

(1) 非常災害対策

非常災害その他の緊迫の事態に備え、常に関係機関との連絡を密にし、とるべき処置についてあらかじめ消防計画等の対策を立てて、年2回利用者及び事業所の訓練を行います。

(2) 災害発生時

災害発生時には防火管理者の指示に従い、利用者を安全かつ迅速に誘導し避難させるものとします。

(3) 利用者急変時

サービス提供中に、容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡します。

8. 事故発生時の対応について

施設内において、利用者の予期せぬ事故が発生した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や家族への連絡等の必要な措置を講じるものとします。

(1) 最善の処置

介護事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急処置を行うとともに、引き続き看護職員を呼び最善の処置を行います。

(2) 利用者及び家族への説明

処置が一段落すれば、出来るだけ速やかに利用者や家族等に誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。

(3) 損害賠償

サービス提供中に利用者に賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

